

大阪市景観計画の変更について(重点届出区域における広告物基準の見直し)

広告物基準(重点届出区域)について

- ・大阪市では、『大阪市景観計画』を定め、「重点届出区域」において、広告物の意匠・大きさ等に関する広告物基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進しています。
- ・重点届出区域の広告物基準は、『大阪市景観計画』に加え、可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)や、一時広告物(暫定利用・イベント対応時)について「別に定めがある場合は、これによるものとする」としており、別途『重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱(以下、要綱という)』を定めています。

背景・経過

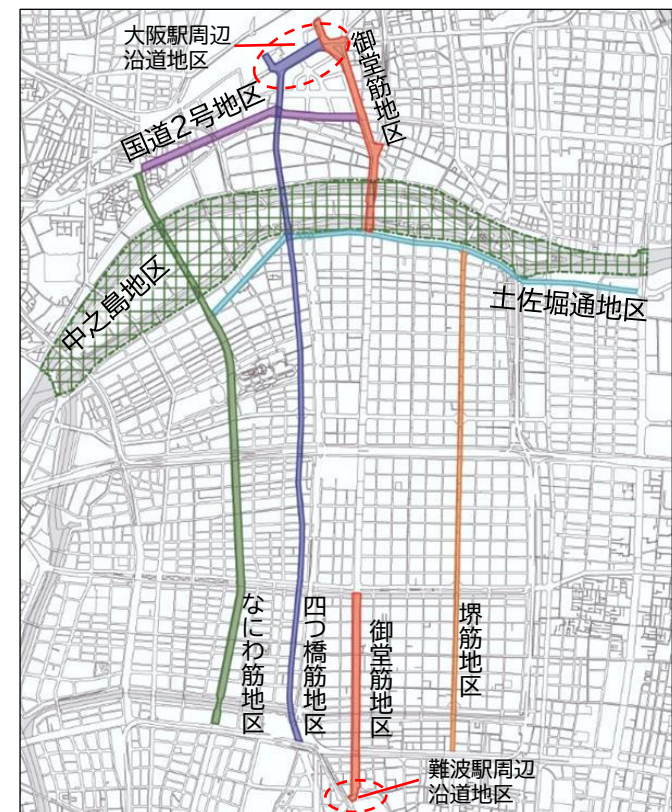
- ・大阪・関西万博開催に向けたまちづくりの機運が高まる中、にぎわいあるまちなみ景観形成の観点から、広告物基準の見直しの検討を進めてきました。
- ・先行して令和6年11月に、イベント対応時等の一時広告物について基準を適用除外とする要綱改正を行いました。
- ・これに引き続き、さらなる広告物に関する基準見直しを行います。

一時広告物活用のイメージ
(令和6年11月要綱改正)

(暫定利用)
工事中の建築物等の周知等のために、工事の仮囲いに表示されるもの(建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等)



(イベント対応)
講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のために、一時的に表示または掲出されるもの



景観計画区域図(重点届出区域)

広告物基準見直しの内容

1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化

これまで行ってきた景観誘導の仕組みは一定維持しつつ、広告物の意匠に関する基準を一部緩和と明確化し、にぎわいあるまちなみ景観の形成を図ります。

- ① 人物・キャラクターの意匠使用の緩和 (全地区を対象)
 - ・人物・キャラクターの意匠使用について、建築物の高さ10m以下の部分においてのみ、最小限での使用を可とする。



(現行)



(見直し後)

- ・建築物の高さ10m以下の部分のみ
- ・人物・キャラクターの意匠の表示面積は最小限に抑える

- ② 高彩度色を定義し明確化 (全地区を対象)
 - ・高彩度を「彩度6」と定義し、高彩度の利用を抑えるものとする。

2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出【新制度】

地域の価値向上を図るエリアマネジメント活動と連携し、地域の特性を踏まえたきめ細やかな景観コントロールによるデザイン性の高い良好な景観形成を図ります。

- ① エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを規定
 - ・「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度」と連動したエリアマネジメント団体との協議の枠組みを規定します。

- ② 広告物基準の緩和
 - ・エリアマネジメント活動計画の認定と、エリアマネジメント団体による質の高いデザインコントロールを前提として、以下の項目に係る基準を緩和します。
 - ✓人物・キャラクターの意匠使用の緩和 (中之島地区・各地区の中之島地区に面する面を除く)
 - ✓工事仮囲いに掲出する広告物の表示内容の緩和 (全地区を対象)
 - ✓建築物中層部へ設置するデジタルサイネージの大きさ・設置数の緩和 (大阪駅周辺沿道地区、難波駅周辺沿道地区を対象)

✓人物・キャラクターの意匠使用の緩和イメージ



(通常の基準)
最小限に抑える

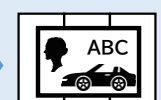


(新制度の活用)
広告盤面全体への使用可

✓工事仮囲いに掲出する広告物の緩和イメージ



(通常の基準)
工事中の建築物等の周知等のみ



(新制度の活用)
商用広告可